

**令和7年度足利大学・足利短期大学 ガバナンスコード<第2版>
遵守状況等点検報告書**

令和7年9月30日

基本原則1：自主性・自律性の確保（特色ある運営）		遵守状況：遵守
本学は、私立大学としての個性・特色ある多様な教育研究活動の質及び経営の健全性の維持・向上を図るため、建学の理念に基づき、教学と経営を一体的かつ自主・自律的に運営します。		
原則1－1：建学の理念に基づく教学運営体制の確立		遵守状況：遵守
本学は、建学の理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明確に示し理解を得るとともに、目的達成に向けた教学運営体制を確立し、教育研究活動を推進します。		
実施項目	評価 ○：実施 △：不十分 ×：未実施	実施内容
1-1 ①	○	■建学の理念及び教育目的の明示 建学の理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示します。 建学の理念である「和を以って貴しと為す（以和為貴）」（十七条の憲法（聖徳太子））、これに基づく教育目的をホームページ等を通じて学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示しております。 （参考）「建学の精神」（足利大学HP） https://ashikaga.ac.jp/about-spirit/
1-1 ②	○	■「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化 学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めます。 建学の理念に基づく教育目的等に基づき、3つの方針（アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針））を明確にし、その成果を自己点検評価書で公表している。 （参考）自己点検評価書（足利大学HP） https://ashikaga.ac.jp/unievaluation#selfevaluationdoc
1-1 ③	○	■教学組織の権限と役割の明確化 学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長・学部長の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割を明確にします。 教学組織の権限と役割は学内諸規程（足利大学学則、足利短期大学学則等）によって明確に定められております。
1-1 ④	○	■教職協働体制の確保 教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めます。 教員と職員等とは、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。

1-1 ⑤	■教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進 ファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）に係る基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施します。	○	教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、取組みを推進している。また、職員等については、その専門性、資質の高度化に向け、学長のもとに、SD推進に係る基本方針を定め、計画的な取組みを推進している。
原則１－２：中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理			遵守状況：遵守
本学は、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して実効性のある中期的な計画を示し、進捗管理を行うことによって教育研究の質の向上及び組織運営の強化を図ります。			
実施項目		評価 ○：実施 △：不十分 ×：未実施	実施内容
1-2 ①	■中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定 策定の主体や計画の期間、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法を明確にし、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込みます。	○	幅広くステークホルダーからの意見を聴取し令和4年度から令和11年度の中長期計画（学校法人足利大学第二期中長期計画）を策定・実施しております。
1-2 ②	■計画実現のための進捗管理 計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況を把握し、その結果を内外に公表するとともに、必要に応じて計画の修正を行います。	○	中長期計画（学校法人足利大学第二期中長期計画）の進捗状況は毎年事業報告書で検証し、その結果を踏まえて計画の修正を行っています。

基本原則２：公共性・社会性の確保（社会貢献）			遵守状況：遵守
本学は、常に時代の変化に対応し、社会に貢献するため、公共性と社会性を重んじ、建学の理念に基づく教育研究・社会貢献活動を実践し、社会に有為な人材を輩出するとともに、社会課題の解決等に努めます。			
原則２－１：教育研究活動の成果の社会への還元			遵守状況：遵守
本学は、社会からの要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動を実践するとともに、そこから得た教育研究活動の多様な成果を社会に還元し、社会の安定と発展に貢献します。			
実施項目		評価 ○：実施 △：不十分 ×：未実施	実施内容
2-1 ①	■社会の要請に応える人材の育成 建学の理念に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供します。	○	足利大学工学部において令和7年度より「ライフデザインコース」を開設し、地域と協働した”まちづくり”、“デジタルトランスフォーメーション（DX）”をカリキュラムの軸に据え、本学の建学の理念である「以和為貴」をもって地方創生の一翼を担う、コミュニケーション能力に優れた粘り強い人材を育成しています。
2-1 ②	■社会貢献・地域連携の推進 環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や産官学連携による地域課題の解決に向けた取組みなど、「知の拠点」としての役割を果たすよう努めます。	○	足利市、足利商工会議所と連携し、あしかが産学官連携事業「地域DX化教育プロジェクト」を推進し、地域社会のDX化に貢献しています。また、市民公開講座を開講し、大学の知の産物を社会、地域社会に還元しています。

原則 2 - 2 : 多様性への対応		遵守状況：遵守	
本学は、ダイバーシティ & インクルージョンの理念を踏まえ、多様性が尊重され包摂される共生社会の実現のため、学生、教職員等のすべての構成員の多様な価値観等が受容される環境を整備します。			
実 施 項 目		評 価 ○：実 施 △：不十分 ×：未実施	実 施 内 容
2-2 ①	■多様性を受容する体制の充実 性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めます。	○	足利大学は多くの国・地域からの留学生を受け入れており（18ヵ国182名（令和7年4月1日現在））人種、宗教、性別問わず多様な学生を受け入れています。また、障がい者雇用にも積極的に取り組んでいます。
2-2 ②	■役員等への女性登用の配慮 男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮します。	○	役員や評議員等への女性登用を行っております。また、育児休暇、産前産後休暇など各種子育て支援制度を整備し、女性にとって働きやすい職場環境を整備しています。

基本原則 3：安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）		遵守状況：遵守	
本学は、持続的な私立大学の価値向上を実現するため、ガバナンスに関する基本的な考え方や対応方針等を明確にすることにより、実効性の高いガバナンス体制を構築し、経営の安定性と継続性を確保します。			
原則 3－1：理事会の構成・運営方針の明確化		遵守状況：遵守	
本学は、理事会における学校法人の業務に関する意思決定の機動性及び理事の業務執行に関する監督機能の適正性を確保する観点から、理事会の構成・運営方針等を明確にします。			
実 施 項 目		評 価 ○：実 施 △：不十分 ×：未実施	実 施 内 容
3-1 ①	■理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保 理事の責務を踏まえた人材確保の方針やあるべき理事長像を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保します。	○	令和7年度私立学校法改正を踏まえた新寄附行為（足利大学寄附行為及び同施行細則）により明確に定められています。
3-1 ②	■理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立 理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保します。	○	理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制に関しましては、令和7年度私立学校法改正を踏まえた新寄附行為（足利大学寄附行為及び同施行細則）により明確に定められています。
3-1 ③	■理事への情報提供・研修機会の充実 学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めます。	○	理事会開催にあたり、議題に関する資料の充実化、事前送付を行うことにより、全ての理事が学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるよう努めています。

原則 3－2：監査機能の強化及び監事機能の実質化		遵守状況：遵守	
本学は、学校法人の管理運営の適正性を確保するうえで、監事及び会計監査人の独立性を高め、組織の重層的チェック体制を構築し、監査機能を強化するとともに、監事機能を実質化します。			
実 施 項 目		評 価 ○：実 施 △：不十分 ×：未実施	実 施 内 容
3-2 ①	■監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保 監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保します。	○	令和7年度私立学校法改正を踏まえた新寄附行為（足利大学寄附行為及び同施行細則）により明確に定められています。
3-2 ②	■監事、会計監査人及び内部監査室等の連携 監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行います。	○	寄附行為の定めにより監事の責務が明確化され、監事監査マニュアル・同計画等に則り職責を果たしています。また、監事監査マニュアルの策定、監査計画の実施にあたっては、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行っています。
3-2 ③	■監事への情報提供・研修機会の充実 監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努めます。	○	監事が十分な監査ができるように、監事研修会の実施、会議資料の事前送付を行い、情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。
原則 3－3：評議員会の構成・運営方針の明確化			遵守状況：遵守
本学は、諮問機関としての評議員会機能の実質化及び監督機能の強化を図り、学校法人運営の機動性及び安定性を確保する観点から、評議員会の構成・運営方針等を明確にします。			
実 施 項 目		評 価 ○：実 施 △：不十分 ×：未実施	実 施 内 容
3-3 ①	■評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保 学校法人設立の経緯や建学の理念との調和にも配慮し、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保します。	○	令和7年度私立学校法改正を踏まえた新寄附行為（足利大学寄附行為及び同施行細則）により明確に定められています。
3-3 ②	■評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立 評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保します。	○	評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制に関しては、令和7年度私立学校法改正を踏まえた新寄附行為（足利大学寄附行為及び同施行細則）により明確に定められています。

3-3 ③	■評議員への情報提供・研修機会の充実 学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めます。	○	評議員会開催にあたり、議題に関する資料の充実化、事前送付を行うことにより、全ての評議員会が学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるよう努めています。
----------	--	---	---

原則 3 - 4 : 危機管理体制の確立	遵守状況：遵守
----------------------	---------

本学は、自然災害・事故・事件等の事象によるあらゆるリスク及び危機を未然に防止するとともに、発生時における被害を最小限にとどめるため、実効性のある危機管理体制を確立します。

実 施 項 目		評 価 ○：実 施 △：不十分 ×：未実施	実 施 内 容
3-4 ①	■危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用 事象に応じた危機管理マニュアルを整備するとともに、学生等の安全確保や重要事業の継続、早期復旧のための事業継続計画を策定し、学内において広く浸透させます。	○	近年激甚化する災害、想定される首都直下地震等への対策として、学校ごとに危機管理マニュアルを整備し、毎年教職員、学生等に対して防災訓練を行っています。また、情報セキュリティ対策として、平成30年4月に足利大学情報セキュリティポリシーを制定し、同月より実施しています。
3-4 ②	■法令等遵守のための体制整備 法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備します。	○	倫理・コンプライアンス委員会を設置し、組織内の法令違反行為やそのおそれのある行為の是正・抑止に努めています。また、内部通報窓口を設け、関係者（教職員、学生・生徒、保護者等）から寄せられる情報を業務に活かしています。

基本原則 4 : 透明性・信頼性の確保（情報公開）	遵守状況：遵守
---------------------------	---------

本学は、教学運営・経営の透明性を高め、幅広いステークホルダーからの信頼を維持・向上するため、法律上公表が定められていない情報についても、積極的に自らの判断によって努めて最大限公開します。

原則 4 - 1 : 教育研究・経営に係る情報公開	遵守状況：遵守
---------------------------	---------

本学は、自らが行う教育研究活動やそれを支える経営に係る情報について、様々な機会を通じて積極的に公開することによって、広く社会からの理解・信頼を得よう努めます。

実 施 項 目		評 価 ○：実 施 △：不十分 ×：未実施	実 施 内 容
4-1 ①	■情報公開推進のための方針の策定 情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、情報公開を推進します。	○	寄附行為及び財務情報公開規程に則り、大学のホームページ公開に加えて、法人本部事務局に財務諸表等を備え置き、申請があれば閲覧できる状態にある。また、シラバス、大学案内及び大学ポートレート等も活用して情報を公開しています。
4-1 ②	■ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫 用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めます。	○	毎年「財政説明会」を実施し、全教職員に向けて、本法人に置かれた財政状況について懇切丁寧に説明し、その理解促進に努めています。